

社会福祉法人大桑村社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

平成3年7月21日

規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大桑村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員の報酬は別表のとおりとする。ただし、その職名により、月額報酬が支給される特別職及び非常勤職員を含む大桑村職員及び大桑村村議会議員を役員に任命した場合は、その報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員が、業務のため旅行するときは費用弁償として旅費を支給することができる。旅費の額は、本会旅費規程に定めるところにより支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給時期、方法は本会職員給与規程の例による。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則（平成3年7月12日）

この規程は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日）

第1条の会長の報酬について、平成14年度は、平成13年度の村長の給料月額の17%相当額とする。

附 則（平成29年3月27日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

| 区 分     | 月額・日額の別 | 報酬の額     | 備 考  |
|---------|---------|----------|--|
| 会長      | 月額      | 118,000円 | 大桑村特別職の職員の給与に関する条例（昭和39年条例第2号）に定める村長の給与月額の17%相当額 |
| 会長以外の理事 | 日額      | 3,600円   |  |
| 監事      | 日額      | 3,600円   |  |